



2010年3月26日

広島県知事 湯崎英彦様

教育のバリアフリーを求める広島県民ネットワーク  
呼びかけ人代表 石黒 敬子  
                  穂土ちとせ  
                  熊佐 裕二  
                  高松 豊

《連絡先》

〒733-0025 広島市西区小河内町 2-25-1 てごーす内  
地域で生きる教育とくらしをめざす会(担当:松尾、村上)  
電話:082-294-4185 ファクス:082-294-4184  
電子メール:kyouikubfnet.hiroshima@gmail.com

**私たちは、開かれた県教育行政の下で、インクルーシブな教育が実現するよう、訴えます！**

湯崎英彦さん、少し遅くなりましたが、このたびは、広島県知事へのご就任、おめでとうございます。

そして、日々、メディアを通じて伝えられる貴方のご奮闘ぶりを拝見するにつけ、これまで、とかく停滞し、閉鎖的であるといわれていた広島県政が、劇的に転換するのではないかと、私たちは、大きな期待を抱いております。

さて、私たちは、障害をもつ子どもも含め、どの子ども分け隔てなく、地域の保育所・幼稚園、小・中学校や高等学校等で、共に育ち、学ぶ教育を求める、広島県民個人有志による、ゆるやかなネットワーク団体です。

私たちがなぜ「共に育ち、学ぶ教育」を求めるのか？ それは、障害をもつ人ももたない人も、共に生きる社会(共生社会)を実現するには、幼い頃から育ち、学ぶ場を分けないのが最も自然であるからです。また、私たちが、自らの経験を通して、子どもたちは、誰一人として、分けられたいと思っていないことを、確信しているからでもあります。

しかし、日本の教育にかかわる法制度は、依然として、障害がある子どもを、その心身の「能力」に応じて、他の子どもたちが学ぶ地域の学校や、通常学級から切り離し、障害を「克服」するための個別教育を施す、という「原則分離」のしくみのままです。ここ広島県でも、行政や学校現場が、そうした法制度を柔軟に運用することで、本人・保護者が強く希望すれば、地域の学校に就学できていた時期はあったものの、近年は、法制度を厳格に適用する就学・教育指導が続いており、分離教育が徹底されています。

そこで、私たちは、障害をもつ子どもの教育をめぐる現状について、以下にご説明申し上げるとともに、湯崎さんに、広島県知事として、ぜひ取り組んでいただきたいことをお伝えしたく、この要望書を提出する次第です。

**「インクルーシブ教育」が世界標準（グローバル・スタンダード）です。**

「障害者の権利宣言」(1975年)、「国際障害者年行動計画」(1979年)、「障害者に関する世界行動計画」(1982年)「子どもの権利条約」(1989年)、「障害者の機会均等化に関する基準規則」(1993年)と、国際社会は、一貫して、障害者が、障害者でない人々と、分け隔てなく、同じ場で共に生き、共に育ち、学ぶことを、権利として宣言し、これを保障するよう、各国政府に求めてきました。

そして、1994年の「サラマンカ宣言」(=Salamanca Statement on Principles, Policy and Practice in Special Needs Education and a Framework for Action、1994年)では、障害児をはじめとする「特別な教育的ニーズ」(special educational needs)を持つ子どもたちが、他の子どもたちと分け隔てられることなく、通常の学校・学級で共に学ぶ「インクルーシブ教育」(=inclusive education)の実現が重要な課題であることを、高らかに謳っています。\*1

さらには、2006年に国連で採択され、日本政府も批准予定の「障害者権利条約」(=Convention on the Rights of Persons with Disabilities)では、第24条で「あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度及び生涯学習」を確保すること、及び、その実現にあたっては、「障害のある人が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと、及び障害のある子どもが障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育又は中等教育から排除されないこと」「障害のある人が、他の者との平等を基礎として、その生活する地域社会において、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスすることができること」「各個人の必要〔ニーズ〕に応じて合理的配慮が行われること」等が定められています。<sup>\*2</sup>

このような国際的潮流に従い、すでに国内の教育法制度を、インクルーシブ教育を原則としたものに改革・整備した国も、隣国の韓国を含め、数多く存在します。<sup>\*3</sup>

## 日本政府も、ようやく「原則分離・別学」の法制度を転換しようとしています。

一方、これまでの日本政府は、こうした世界の動きに背を向け、障害児を他の子どもたちと別の場で教育するという「原則分離・別学」の教育法制度を、ひたすらに護ってきました。2007年度からは、それまでの「特殊教育」から「特別支援教育」へと、名称こそ変えたものの、その本質はほとんど変わっていません。<sup>\*4</sup>

また、現在日本政府が公表している「障害者権利条約」の仮訳では、「一般教育制度」(=the general education system)を「教育制度一般」としたり、「インクルーシブ」(=inclusive)を第24条でのみ「包容」としたり(他の条項では「社会に受け入れられる」)、「アクセス」(=access)を、これも第24条のみ「機会を与えられる」としたり(他の条項では「利用する」「享受する」という、何とか国内法制度の改変なしに批准しようとする意図からとしか思えない「誤訳」があります。<sup>\*5</sup>

ただ、昨年の政権交代により、永年にわたって続いてきた、日本政府のこうした姿勢が、ようやく変わろうとしています。民主党の政策集「INDEX2009」では、「障害者権利条約」批准に向けた国内法整備の一環として、教育については、「インクルーシブ教育」を原則とする法制度に転換することを、明記しています。<sup>\*6</sup>

そして、障害者施策全般の見直しに向けて内閣府に設置された「障がい者制度改革推進会議」が、すでに第5回まで開かれており、「教育」の項では、必要な「合理的配慮」の下で、原則として地域の学校で学ぶ、インクルーシブな教育法制度に転換していく方向で、意見が取りまとめられました。<sup>\*7</sup> また、国会議員72人からなる「インクルーシブ教育を推進する議員連盟」も、発足しています。

## 広島県では、「共に学ぶ教育」から「分離教育」への“逆流”が起こっています。

ひるがえって、広島県においては、1970年代後半～80年代にかけて、社会的に不利な立場におかれているがゆえに学校教育の場から疎外されていた子どもたちを学校につなげていく取り組みが、良心的な先生方によってすすめられ、その成果として、多くの障害をもつ児童・生徒が地域の小・中学校や高等学校(当時は、そのほとんどが定時制・通信制)に在籍していました。90年代に入ってから、全日制普通高校への進学をめざす生徒も増え、「定員内不合格者を出さない」(=受験者数が定員を下回っている場合は、全員合格させる)という、当時の県教育委員会の方針や、高い設定進学率にも支えられ、「点が取れない」知的障害をもつ生徒も含め、相当数の障害者生徒が、全日制普通高校に進学し、卒業していきました。高校入試におけるさまざまな障害者に対する配慮(=「特別措置」)も、この頃、次々と実現していきました。

その到達点として、1997年6月には、県教委が「障害児教育にかかわる基本的な考え方」を発表し、その中で、障害児教育を「障害者が障害者として主体的に生きていく力を身につけることを保障する教育であり、障害者と健常者が共に生きていく社会の実現をめざす教育」と規定するに至りました。<sup>\*8</sup>

ところが、1998年の文部省(当時)による広島県教育委員会への「是正指導」前後から、様相が一変しました。「法令を遵守する」という県教委の方針の下で、ほとんどの市町で法令(学校教育法および同施行令)に定められた就学基準を厳格に適用した就学・教育相談が行われるようになり、障害がある子どもの地域の学校や通常学級

への就学が、非常に難しくなってしまったのです。\*9

普通高校への進学も、県教委の定員内不合格容認への方針転換や、学区の拡大、小規模校の統廃合といった「改革」が進められる中で、極めて困難になりました。特に、知的障害などで「点が取れない」生徒にとっては、普通高校への進学は、ほぼ不可能に近い状況となり、現在に至っています。

その結果、広島県では、「是正指導」の時期を境に、それまで減り続けてきた、障害児学校・学級の在籍児童・生徒数が増加の一途をたどっています。\*10

また、障害児学校(現在の特別支援学校)・障害児学級(現在の特別支援学級)においても、かつてはさかに行われていた、居住地校もしくは原学級との交流や、地域社会との関係作りをめざした取り組みが、著しく制限されるなどしており、多くの親子を孤立させる事態が起こっています。\*11

このように、広島県では、この十数年の間、「共に学ぶ教育」から「分離教育」への“逆流現象”が進行してきたのです。

### **広島県教育委員会は、私たちの声に耳を閉ざし続けています。**

もちろん、私たちは、上記のような広島県の状況に対し、ただ手をこまねいていたわけではありません。

2002年2月には、当ネットワークを結成するきっかけとなった、「広島県障害児教育基本構想策定委員会」のあり方について、公開質問状を、県教育委員会に提出しました。\*12

私たち以外にも、障害当事者のグループ、保護者やその支援者のグループなどが、障害児教育のあり方について、県教育委員会に対して、要望書を提出したり、話し合いを求めたりしてきており、しばしば、そのことが新聞等のメディアで報じられてもいます。

ところが、たいへん残念なことに、これもやはり「是正指導」の頃から、県教育委員会は、それまでの姿勢をひるがえし、「教育の中立性を損うおそれがある」との理由で、「団体からの要望は、全て総務課を窓口に取り受け、担当各課・室や教育長に伝える」「団体への個別の回答はしない」「団体との協議は一切行わない」という対応に転じたまま、今もこの方針を全く変えていません。

したがって、私たち県民のグループが、いくら切実な要望を県教育委員会に持っていても、政策提言をしても、一切お答えがいただけないという困った状況が、十数年も続いているのです。

### **そこで、広島県知事・湯崎さんをお願いします。**

以上のような現状をふまえ、私たちは、広島県行政の最高責任者である、知事・湯崎英彦さんに、次のことを要望し、これにもとづく話し合いの場を設けていただくよう、お願いいたします。

#### **1. 知事部局だけでなく、広島県教育委員会も県民に開かれた行政機関に改革してください。**

広島県でインクルーシブな教育を実現していく前提として、教育行政と県民との対話ができないような状況では、どうにもなりません。したがって、何よりもまず、県教育委員会を、県民に開かれた(=インクルーシブな)行政機関となるよう、今すぐ、改革に着手してください。

#### **2. 「障害者権利条約」の理念に則り、広島県でも、インクルーシブ教育を実現してください。**

現在政府が批准に向けて国内法制度の整備をすすめている「障害者の権利条約」の理念および第24条の定めにもとづき、広島県においても、現在の障害児教育(特別支援教育)のあり方を見直し、少なくとも、本人・保護者が希望すれば、地域の小・中学校や普通高校に入学できるようにし、特別支援学校・学級から居住地の学校・通常学級への転学・転籍、あるいは、特別支援学校・学級と居住地の学校・通常学級との交流等がスムーズに行えるよう、現行制度の運用を早急に改めてください。その上で、インクルーシブ教育の実現に向けた条件整備の検討など、必要な施策を実施してください。

以上。

《注釈》

- \* 1…「サラマンカ宣言」をはじめ、障害者に関する国際条約・宣言等原文（英語、和訳）については、下記サイト（国民教育文化総合研究所ホームページ内）をご参照ください。  
<http://www.kyoiku-soken.org/official/files/2007/07/17170530.php>
- \* 2…「障害者権利条約」の和訳（川島聡、長瀬修仮訳）は、下記（日本障害フォーラムホームページ内）をご覧ください（\*1 サイトよりジャンプ可）。  
[http://www.normanet.ne.jp/~jdf/shiryo/convention/30May2008CRPDtranslation\\_into\\_Japanese.html](http://www.normanet.ne.jp/~jdf/shiryo/convention/30May2008CRPDtranslation_into_Japanese.html)
- \* 3…他には、北欧諸国、EU諸国、カナダ・アメリカの一部州、オーストラリアなど。障害児の教育制度の国際比較については、例えば、下記（国立特別支援教育研究所「障害のある子どもの教育制度の国際比較に関する基礎的研究－我が国の現状と今後の方向性を踏まえて－」（2009年3月））があります。  
[http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub\\_b/b-232.pdf](http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_b/b-232.pdf)  
また、単行本では、『世界のインクルーシブ教育～多様性を認め、排除しない教育を』（下記参照）などが参考になります。  
<http://www.hanmoto.com/bd/isbn978-4-7503-2297-1.html>
- \* 4…特別支援教育全般については、下記（文部科学省ホームページ内）をご参照ください。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm)
- \* 5…日本政府の仮訳は、下記（外務省ホームページ内）をご覧ください（\*1 サイトよりジャンプ可）。  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei\\_32b.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32b.html)
- \* 6…民主党「INDEX 2009」の該当箇所は、下記（民主党ホームページ内）をご参照ください。  
<http://www.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/#11>
- \* 7…障がい者制度改革推進会議については、下記（内閣府ホームページ内・障害者制度改革推進本部のページ）  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html>  
もしくは、下記（谷博之参議院議員ホームページ内）をご参照ください。  
<http://www.tani-hirokyu.com/shogai.html>  
なお、教育について議論された第5回会議の資料は、別添 CD-R の【資料1】をご覧ください。  
また、同会議委員で、「障害者権利条約批准・インクルーシブ教育推進ネットワーク」事務局次長の大谷恭子弁護士の、2009年12月6日の福山市における講演記録（音声ファイル）および講演資料は、【資料2】をご参照ください。
- \* 8…「障害児教育にかかわる基本的な考え方」は、別添 CD-R の【資料3】をご覧ください。なお、広島県教育委員会は、当時、広報誌「くりっぷ」（【資料4】）にも掲載した、この「基本的な考え方」を、公式には一度も撤回していません。
- \* 9…広島県教育委員会への文部省による「是正指導」については、下記（県教委ホームページ内）をご参照ください。  
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/zeisei.htm>
- \* 10…特別支援学校・学級の在籍者数の変遷については、下記（県教委ホームページ内）をご参照ください。  
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/07challenge/H19bijon/tyukans07.htm>
- \* 11…広島県の特別支援教育全般については、下記（県教委ホームページ内）をご覧ください。  
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/tokubetsu.html>  
また、広島県総合計画「元気挑戦プラン」には、【資料5】のように記載されています。  
その他、広島県の教育実態の変遷については、【資料6】をご覧ください。
- \* 12…この時提出した「公開質問状」は、別添 CD-R の【資料7】をご覧ください（これに関する TV 映像も収録しています）。「広島県障害児教育基本構想策定委員会」については、下記（県教委ホームページ内）をご参照ください。  
[http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/07challenge/kihonsingikai/index\\_kihonkousou.htm](http://www.pref.hiroshima.lg.jp/kyouiku/hotline/07challenge/kihonsingikai/index_kihonkousou.htm)